

質問回答

NO.	質問	回答
1	P.18（仕様書等） 作業場所 ・設計・開発業務及び運用・保守業務の作業場所は「現行の登録システムを利用すること」とされていますが、請負者側の作業拠点を当社の事業所（東京以外の拠点を含む）とし、リモートアクセスにより業務を実施することは可能でしょうか。可能な場合、情報セキュリティ上必要となる接続方式・端末要件等があればご教示ください。	現行の登録システム（本番環境、テスト環境）は、AWSクラウド上に構築されたものなので、請負者はAWSクラウドへ安全にリモート接続できれば、リモートアクセスにより業務を実施することは可能です。なお、調達仕様書「4.5.開発・テスト（5）」に記載のとおり、設計・開発に係る開発環境は、請負者が構築してください。接続方式・端末要件等は請負者においてご検討いただくことになります。
2	P.16（仕様書等）作業の実施体制・方法に関する事項（体制と役割） ・本業務の実施体制（表4）は「詳細は環境省担当官と協議の上で決定する」とされていますが、環境省庁舎内での常駐を必須とする役割・工程はありますでしょうか。無い場合、全工程を請負者側拠点から実施する前提で差し支えないかご教示ください。	請負者において、環境省庁舎内での常駐を必須とする役割・工程はありません。業務に支障がない限りにおいて、全工程を請負者側拠点で実施する前提で差し支えありません。
3	P.5（仕様書等）設計・開発実施計画書等の作成 ・「表1 調達案件の一覧」より本調達は令和8年11月頃からの開始と理解しております。整備（企画・検討、設計相当）に当たる作業（設計・開発実施計画書／実施要領の策定、現行の棚卸し、運用・保守設計のレビュー・承認対応）は契約初年度（令和8年度内）に完了させる想定でよいか、また初年度に求められる成果物の提出時期の目安をご教示ください。	各種成果物の提出期限（想定）は、調達仕様書「表3 成果物一覧」に記載していますので、ご確認ください。表3に記載のとおり、設計・開発実施要領等は、令和8年度において契約後2週間以内に提出いただく想定です。また、運用・保守計画書等は、運用・保守開始前までに提出いただく想定です。
4	P.3（仕様書等）データ分析業務（新規ダッシュボードの作成） ・データ分析業務として「新規ダッシュボードの作成」を実施するとされていますが、ダッシュボード高度化が年間3人月上限と明示されている一方、新規作成の本数（年間の想定作成数）の記載が見当たりません。見積の前提として、年間に想定される新規ダッシュボードの作成本数の目安をご教示ください。	新規ダッシュボードの作成は、要件定義書「3.17.運用に関する事項（ダッシュボードの業務運用）」に記載のとおり、年間1つ作成（契約期間を通じて合計5個）することが要件です。
5	P.12（要件定義書）保守に関する事項（Quick Suite利用料の負担） ・クラウドサービス利用料（Quick Suiteのアカウント・データ容量等）は請負者負担・契約金額変更なしと理解しています。見積に当たり、契約期間（約4年4か月）を通じた利用者数・データ量の増加見込みについて、参考となる実績値や想定値をご提示いただくことは可能でしょうか。	（利用者数） QuickSuiteの利用者数（想定）は、要件定義書「1.2.業務の規模」に記載のとおり、環境省担当官2名及び指定登録機関担当者2名の計4名です。契約期間を通じて、増減は想定していません。なお、同項に記載のとおり、請負者使用分のアカウントについては、業務遂行上必要な数（少なくとも1つ以上）を請負者にて合理的に見込み、用意してください。 （データ容量） QuickSuiteのデータ容量（想定）は、要件定義書「表2 入出力情報項目及び取扱量」に記載のとおりです。令和8年6月時点で約35G byteあり、年約10%程度の増加を想定しています。
6	P.7（要件定義書）是正保守（軽微な修正・設定変更等） ・是正保守・適応保守・予防保守について、年間の対応件数・工数の上限（または目安）はございますか。ダッシュボード高度化は年間3人月上限と明示されていますが、是正保守等には同様の作業量上限や精算方式（実績変更契約の有無）があるかご教示ください。	要件定義書「3.18.保守に関する事項(8) 軽微な改修」に記載した以下のとおりです。なお、同項の是正保守には、適応保守・予防保守に係る修正、設定変更等の軽微な改修を含みます。 （作業量上限及び精算方式） ・登録システムの運用上の課題解決を目的とした是正保守（修正、設定変更等）を、毎年度に1度（契約期間を通じて合計5回）実施するものとする。 ・各年度に実施する1回の是正保守は5項目（令和7年度実績）程度を想定し、合計の作業量は15人月／年を上限とする。なお、年間作業量実績が10%以上下回る場合は、変更契約（減額）を行う。
7	P.5（要件定義書）処理件数・利用者数 ・処理件数・利用者数は「現行の登録システムを踏襲し、『基本設計書_インフラ共通DBシステム』表5.1-2を参照」とされています。当該表は閲覧資料に含まれると理解しておりますが、見積・性能設計の前提とするため、現行の年間登録頭数・申請件数、ピーク時アクセス数・同時利用者数、共通DBのデータ量（現在値・年間増加傾向）の実績値を数値でご教授（又は該当表を資料提供）ください。	要件定義書「1.2.業務の規模(2) 処理件数」に「基本設計書_インフラ共通DBシステム」表5.1-2を参照」と記載のとおり、処理件数・利用者数は基本設計書に記載されておりますので、調達仕様書「11.3 入札公告期間中の資料閲覧等」の記載に従い、当該設計書の閲覧手続を行ってください。

8	P10（要件定義書）情報セキュリティ対策（内部監査・ペネトレーションテスト） ・ペネトレーションテスト及びセキュリティアセスメント（内部監査）について、年間の実施回数、対象範囲（対象システム・画面数等）、想定するシナリオ数をご教示ください。（見積の工数積算の前提のため）	（年間の実施回数） ペネトレーションテスト及びセキュリティアセスメントは、契約期間をととしてそれぞれ1度の実施を想定しています。ただし、複数回の実施を提案することを妨げるものではありません （対象範囲、想定するシナリオ数） 要件定義書 3.10.「情報セキュリティに関する事項」に記載の以下のとおり、請負後に、請負者が整理することとなります。シナリオ数は、実施方式の中に含まれます。 ・実施にあたっては、対象範囲（本番相当環境または検証環境、対象URL・IP範囲等）、実施方式、実施時期および安全措置を整理し、環境省担当官及び指定登録機関の承認を得たうえで実施するものとする。
9	P6（要件定義書）データ分析基盤に係る業務（アカウント・権限） ・データ分析基盤に係るAWSアカウント・IAM（アクセス権限）の所有権・管理権限は現行運用・保守事業者側にあると理解しております（要件定義書）。本業務で請負者が担う「データ分析基盤の管理強化」の作業範囲は、権限分離・アカウント設計のレビューや設定変更の提案・実施に限られるとの理解でよい、か、請負者側の責任範囲と現行事業者側の責任範囲の切り分けをご教示ください。	要件定義書「3.17.「運用に関する事項」（データ分析基盤のシステム運用） b）データ分析基盤の管理強化」に記載のとおり、請負者は、IAM 管理を、別途請負者が用意する AWS アカウントへ移管し、AWS の管理（契約）上も、データ分析基盤は「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」と独立して管理できる構成とする必要があります。これに際し、必要な作業は請負者が実施することとなります。
10	P12（要件定義書）Quick Suiteの要件（SPICE容量） ・SPICE容量は「契約期間を通じて50GB以上を利用可能とすること」「追加購入費用は本契約の内数」と理解しております。費用を過不足なく見積るため、現時点のSPICEの実使用容量と直近の増加傾向（実績値）をご提示いただけますでしょうか。	SPICEの実使用量と増加傾向は、回答No.5に記載しておりますので、ご確認ください。
11	P5（仕様書等）工程管理支援事業者のレビュー・承認 ・成果物は工程管理支援事業者（関連調達 項番3）のレビューを受けた上で環境省の承認を得るとされていますが、レビューの頻度・回数・標準的な所要期間の想定をご教示ください。（承認プロセスのリードタイムがスケジュール・工数に影響のため）	レビューの頻度・回数・標準的な所要期間の想定については、提出されるレビュー対象物のドキュメント品質によりしますので、一概に回答することは困難です。なお、同項目は一定のドキュメント品質を担保することを目的としており、レビューの頻度・回数・期間に上限はありません。
12	P19（要件定義書）引継ぎに関する事項 ・次期是正保守等事業者への引継ぎについて、引継ぎ期間・方法（並行稼働の有無等）の想定をご教示ください。契約最終年度（令和12年度）の引継ぎ工数の見積前提を想定しております。	（引継ぎ期間） 要件定義書「表8本システムの引継ぎ対象」に記載のとおり、引継ぎ期間は令和13年3月1日から3月29日までを想定しています。 （引継ぎ方法） 要件定義書「3.15.引継ぎに関する事項(2) 引継ぎ方法」に記載のとおりです。"並行稼働の有無"についてはご懸念の点が定かではありませんが、本契約期間の終了後も、登録システムは引き続き利用される予定です。
13	調達仕様書「2.1 調達範囲」において、「現行の登録システムに係る情報セキュリティ対策」を実施する旨の記載があります。 昨今の国内情報漏えい事案等を踏まえると、今後、適用すべきセキュリティ基準の見直し等に伴い、従来と比較して大幅な工数を要する追加のセキュリティ対策が必要となる可能性があります。 本調達では、内部監査対応および情報セキュリティ点検対応を中心に共通DB システムの情報セキュリティ対策を実施するものと理解しておりますが、その後新たに発生したセキュリティ対策要件については、本調達の対象範囲外と考えてよろしいでしょうか。 また、そのような追加対策が必要となった場合は、別途協議事項として取り扱われる認識でよろしいでしょうか。	要件定義書「3.10.情報セキュリティに関する事項」に記載のとおり、内部監査で発見された不適合への情報セキュリティ対策および、情報セキュリティ検査で発見された脆弱性への情報セキュリティ対策は、本調達の対象範囲外ではなく、対象範囲内となります。ただし、同項に記載のとおり、それら追加の対策は要件定義書「3.18. 保守に関する事項」記載の是正保守（アプリケーション保守）の項目として実施することが可能です。是正保守の年間作業量上限（15 人月／年）を超える場合は、別途協議事項となります。